

食品に関するリスクコミュニケーション
～BSE 対策の再評価に関する説明会～

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課

食品に関するリスクコミュニケーション ～BSE 対策の再評価に関する説明会～

日 時：平成 23 年 12 月 17 日（木）13:30～15:30

場 所：新梅田研修センター303 ホール

1. 開 会

2. 情報提供

牛海綿状脳症（BSE）対策の再評価について

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 BSE 対策専門官

今西 保

牛海綿状脳症（BSE）をめぐる状況

農林水産省消費・安全局動物衛生課 課長補佐

松尾 和俊

3. 意見交換

4. 閉 会

○司会（森川） それでは、時間となりましたので、ただいまから、食品に関するリスクコミュニケーション、BSE 対策の再評価に関する説明会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課の森川と申します。よろしくお願いいたします。

平成 13 年に国内で 1 頭目の牛海綿状脳症 BSE 感染牛が確認され、BSE 対策を開始してから 10 年が経過しています。BSE 対策については最新の科学的知見を踏まえ、国内の検討体制や輸入条件といった対策全般について再評価を行うことにしています。厚生労働省としては、BSE 対策の再評価について理解を深めていただくため、本説明会を開催することといたしました。

本日は、消費者、事業者、それから自治体を初めとする行政関係の皆様にお集まりいただいておりますので、後半の意見交換では皆様から忌憚のない御意見をいただければと思っております。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。まず資料 1 の 1 といたしまして、牛海綿状脳症 BSE 対策の再評価について。それから資料 1 の 2、牛海綿状 BSE をめぐる状況、2 つが入っています。

それから、今後の参考にさせていただくためにアンケート用紙を同封しておりますので、御記入の上、お帰りの際に受付で回収させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

不足している資料はございませんでしょうか。

資料の乱丁、不足等がございましたら、担当の者がお伺いしますので、お知らせください。

途中でお気づきになられたり、あとはマイクの音量とか室内の温度に何かありましたら、お知らせください。

続きまして、本日の進行について御紹介いたします。

次第をごらんください。まず初めに、牛海綿状脳症 BSE 対策の再評価について、厚生労働省の食品安全部。それから、牛海綿状脳症 BSE をめぐる状況について、農林水産省消費・安全局から御説明いたします。説明が終わった後、10 分間程度、休憩を挟みまして、大体 14 時 35 分ぐらいから意見交換を行って、終了時刻は 15 時半を予定しております。

それでは、早速ですが、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課、今西 BSE 対策専門官から、牛海綿状脳症（BSE）対策の再評価について御説明いたします。

○今西専門官 ただいま紹介いただきました、厚生労働省食品安全部監視安全課の今西と言います。

私からは、BSE 対策全般と厚生労働省で行っている対策について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。スライドの1ページをごらんください。BSEは、牛海綿状脳症と呼ばれる牛の病気になります。まずはその病気について説明させていただきますと思います。

まず、この病気の原因は、異常プリオンたんぱく質であり、例えば食中毒を起こすような細菌、それからインフルエンザのようなウイルスとは異なっておりまして、一種のたんぱく質が原因になっております。もともと牛が持っているプリオンたんぱく質を、異常プリオンたんぱく質が次々と異常プリオンたんぱく質に変えていき進んでいく病気であります。

BSEに感受性のある動物としては、牛と水牛であります。

このBSEの感染経路は、異常プリオンたんぱく質を含んだ肉骨粉を餌として、牛が食べることにより感染します。これは、異常プリオンたんぱく質を含んでいる肉骨粉を牛が食べてすぐに感染するわけではなくて、口から入った異常プリオンたんぱく質が回腸まで行き、回腸のパイエル板と呼ばれるところで体の中に取り込んで、ここから神経を沿って上がっていき、中枢神経まで進むということになっております。BSEの症状である神経症状は中枢神経、脳等にあるプリオンたんぱく質が異常プリオンたんぱく質により、次々と異常プリオンたんぱく質に変わって増えることにより、行動異常や運動失調のような中枢神経に症状がでることになります。そのため、症状がでるまでは、長い月日がかかり、感染してから発症するまで、3年から7年の期間になっており、それらの症状を呈して発病した後は、2週間から6か月の経過で死に至ることになります。なお、異常プリオンたんぱく質が増えると、写真のような空胞、穴ができます。これがいわゆるスポンジ状になるということで、BSEのSという字は英語のスポンジフォームの略で、日本語でも、海綿状と呼ばれるのは、ここが由来になっております。

このBSEの診断法については、生きている牛では検査ができず、脳の一部の延髄から異常プリオンたんぱく質を検出することにより診断することになっております。今、我が国でやっているBSE検査についても、と畜場でとさつした後、延髄を取って検査しています。

先ほど説明した感染経路のとおり、異常プリオンたんぱく質を含んだ肉骨粉を餌として牛が食べることから感染しますので、餌の管理が重要になります。肉骨粉は、家畜の肉や皮や骨から作られる餌で、現在は、牛に与えるのは禁止されております。

ここまでは、牛の病気としての話で、どのようにして感染が広がり、感染を防止するためには餌の管理が重要という話になります。BSEに関しては、ヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の原因と考えられており、食品からのヒトへの感染というところで、人と牛が関連することになります。その食品という観点から、厚生労働省でBSE対策を行っており、その対策について説明をさせていただきます。なお、農場の管理については、農林水産省からの説明になりますので、よろしく願いいたします。

既に先ほど司会から説明させていただきましたとおり、国内の BSE 対策は、平成 13 年 9 月 10 日に、国内で 1 頭目の BSE が確認され、BSE 発生にともない、BSE 対策を早急に講じる必要があります。平成 13 年 10 月に BSE 対策全般の対策をとっております。それについて、スライド 2 ページ目の図で説明させていただきます。

まずは左側になります。農場における管理、BSE は牛の病気ですので、農場での管理が重要になります。その中には、飼料規制、飼料管理があります。これは異常プリオンたんぱく質を牛の口に入れないようにするための対策、病気を広げないための対策になります。

また、国内で 1 頭目を確認されたときに、飼料規制をしたのですが、牛は長い期間生きる動物ですので、1 頭目確認前に同じような餌を食べた可能性のある牛もいるわけですので、何かの原因で亡くなった牛が BSE に感染している可能性がありますので、家畜保健衛生所で死亡牛の検査をしております。

右側になりまして、と畜場に運ばれ、と畜されて食肉になる牛についてです。このと畜場からは、我々、厚生労働省の所管になります。厚生労働省での BSE 対策は、異常プリオンたんぱく質は先ほど説明したとおり、蓄積するところが決まっておりますので、その蓄積する部分、特定部位と呼ばれているところをと畜場でしっかりと除去することが大事になります。特定部位の除去については、と畜場法と牛海綿状脳症対策特別措置法で規定し、特定部位を決めて除去をして焼却を義務づけております。特定部位は、舌及びほほ肉を除いた頭部、それから脊髄及び盲腸との接続部分から 2 m までの回腸と定め、と畜場で取る部分になっております。

もう 1 つの対策は、牛の BSE 検査になります。こちらについては、牛海綿状脳症対策特別処置法で現在、21 か月齢以上の牛が対象となっており、検査をしているところです。

更に右になりまして、と畜場から出る枝肉には、脊柱、背骨がついており、その背骨も特定部位の 1 つになっております。そのため、食肉処理場での対策として、食品衛生法で、最終的に消費者の手に渡る前に、必ず脊柱を取らなければいけないと定めております。

厚生労働省における BSE 対策としては、と畜場法、牛海綿状脳症対策特別処置法、食品衛生法に基づき、特定部位の除去、BSE 検査を実施しております。

次に国内におけるこれまでの経緯を 3 ページ目のスライドで説明させていただきますと思います。

平成 13 年 9 月 10 日に 1 頭目の BSE 感染牛が確認され、翌月の 10 月 4 日に飼料規制、それから 18 日に、特定部位の除去と BSE 検査の対策を実施しております。

その後、平成 16 年 2 月 16 日に、牛の脊柱の食品への使用禁止の対策を実施しております。

また、平成 16 年に、我が国の BSE 対策について食品安全委員会において、中間取り

まとめがされており、中間取りまとめを踏まえて、10月15日に、食品安全委員会に国内におけるBSE対策についての諮問をし、平成17年5月に答申、いわゆる健康影響評価結果をもらっております。こちらが、1回目の評価でこの評価に基づいて、厚生労働省としては、検査月齢を21か月齢以上という形で省令改正をしております。

その後、食品安全委員会の答申でも述べられていることとなりますが、牛をと畜する際に、牛の足が動いて従業員がけがをする恐れがあることから、足を動かさないようにする措置で、ピッシングという方法が行われていたのですが、ピッシングは、異常プリオンたんぱく質を体内に広げる可能性があるため、厚生労働省としては、ピッシングの禁止を平成21年4月1日から取っております。

その後、同年5月に、OIE総会での日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」という形で認定されております。

4ページ目のスライドは、これまでのBSE検査の結果です。日本において確認されているBSEの頭数は36頭になっております。一番最終の確認というのが2008年度の1頭になっており、2008年度以降BSE感染牛は確認されておられません。

5ページ目のスライドは、そのBSEと確認された牛の生まれた年をグラフに示したのになります。見ていただいたらわかるとおり、1995年、96年のあたりと、99年、2000年、2001年のあたり、この期間で生まれた牛でのBSE発生が集中しているという特徴があります。この集中している期間の餌に異常プリオンたんぱく質が含まれていたのではないかと考えられています。

次の6ページ目のスライドは、BSEと確認された牛の月齢をグラフにしたのになります。BSEは、先ほど説明したとおり、発症までに長い月日がかかる病気であり、検査結果についても高月齢の牛が多くなっております。しかし、日本では、このグラフのとおり、若い牛で2頭、BSEと確認されているものがあります。この2頭について、厚生労働省の研究の食品の安心・安全確保推進研究事業のBSEのリスクの解明等に関する研究において、感染性があるかどうかについて、非常に高い感度を示すマウスを使っての感染実験等を実施し、感染性は確認できていません。

7ページ目のスライドですが、話は変わりました、輸入牛肉の説明をさせていただきたいと思います。今回の再評価というのは国内の措置の見直し、それからこちらの輸入牛肉の措置の見直し、それを全般的にやるということになっております。輸入規制については、日本でBSEが発生する前から、イギリスをはじめ欧州でBSEが発生しており、平成8年に欧州委員会において、牛のBSEとヒトのクロイツフェルト・ヤコブ病に関連があるのではないかと考えられるため、イギリス産の牛肉・牛加工品のEU加盟国への輸出を禁止という措置を取っております。我々も、日本に入ってくるイギリス産の牛肉・牛肉加工品を輸入中止の措置を取っております。

その後、多くのEUの国でBSEが確認されたため、平成13年にEU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の中止、法的に禁止しております。

その後、平成 15 年の 5 月に、カナダ、同じ年の 12 月にアメリカで BSE が確認されたというところで、カナダとアメリカについて輸入禁止の措置を取っております。

その後、平成 17 年の 5 月にアメリカとカナダについて、我が国が取っている BSE 対策の牛肉とアメリカ、カナダの日本への輸出条件付きの BSE 対策で輸出する牛肉の同等性について、食品安全委員会に評価を依頼し、平成 17 年 12 月の答申を踏まえて、牛肉は 20 か月齢以下と証明される牛、それから特定危険部位はあらゆる月齢から除去することを条件にして輸入再開しています。平成 19 年には、アメリカ、カナダについても、OIE 総会で BSE ステータスが「管理されたリスクの国」に認められており、カナダ、アメリカから、輸入条件の見直しの協議の要請が出されております。

次に 8 ページ目のスライドは、BSE の世界の発生状況になります。BSE は、1992 年頃に、イギリスで多くの発生があり、この年の発生が 3 万 7,316 頭で発生のピークになっております。BSE 対策として飼料規制が全般的に取られるようになってから、発生件数が減少し、現在は、例えば去年であれば世界で 45 頭まで減少しています。これは、飼料規制により、感染の広がりが防止され、対策がしっかりとられているということになります。

次に 9 ページ目のスライドになります。BSE に関連した国際基準を決めている OIE は、BSE のステータスを 3 つ分けております。3 つのステータスは、「無視できるリスクの国」、「管理されたリスクの国」、それから「不明のリスクの国」であり、「無視できるリスクの国」に入っているのはオーストラリア、ニュージーランドなどの BSE が発生していない国、それから、BSE 発生国ですが、注 1 に書いているとおり、最も遅く生まれた BSE 牛から 11 年間発生していないこと等の条件を満たしている、デンマークについては「無視できるリスクの国」に入っております。

それから、要請のあるアメリカ、カナダ、それからオランダ、フランスについては日本と同じ「管理されたリスクの国」で、国際基準としては、日本と同じステータスになっております。現在、「管理されたリスクの国」は全部で現在 32 カ国あります。右側はそのステータス毎の貿易条件になります。「管理されたリスクの国」から貿易をする条件は、と畜検査をしていること、それからピッシングやっていないこと、SRM が除去されていることが条件になっております。

次の 10 ページ目は、OIE の基準も入れて、各国の BSE 対策を示しております。日本が一番左側にありますが、と畜場において、20 か月齢を超える牛の BSE 検査が決められています。20 か月齢以下の牛については、自治体において検査をやっているところですが、同じようにと畜場において、健康な牛の検査をしているところは、EU があり、EU については、今年の 7 月 1 日から、72 か月齢を超えた牛の検査となっております。そのほかの国は、OIE 基準も含めて、と畜場で健康な牛を検査するのではなく、BSE が発生状況を調査するという方法を取っております。つまり、BSE の症状である神経症状が出ている牛、死亡牛などの高リスクの牛を中心に検査をする体制がアメリカ、カナ

ダ、OIE 基準であります。なお、日本も EU も発生状況の調査はっております。OIE 基準でしっかりと発生状況の調査をすることになっております。

次に 11 枚目のスライドです、OIE 基準も含めた、各国の特定危険部位、SRM と呼んでいますが、その範囲になります。左から日本、アメリカ、カナダ、EU、OIE 基準となっており、日本については、全月齢が規制対象になっております。アメリカ、カナダ、EU、OIE 基準については、各国とも SRM の範囲は違い表にあるとおり一定の月齢から規制対象となっており、30 か月齢超、12 か月齢超となっております。

次に 12 ページ目のスライドのとおり、特定危険部位、異常プリオンたんぱく質が蓄積するところで、脳、脊柱、脊髄、回腸で全体の 99.7% が蓄積されております。この部分をと畜場で除去することが重要であります。この特定危険部位については、欧州において牛の口から入れて、体内でどのように分布するか等の感染実験がされており、それらの研究結果を踏まえて、EU では、回腸と扁桃については全月齢、そのほかの頭部、せき髄、せき柱については月齢での規定を設けております。

次の 13 ページ目は、各国の飼料規制についてです。こちらについては、後ほど農林水産省のほうからお話があると思います。

最後の 14 ページ目は、厚生労働省から食品安全委員会に諮問する予定の内容になります。1 としては、日本における国内の措置についての内容。こちらについては、現在、BSE の検査が 20 か月齢ですので、20 か月齢を 30 か月齢にした場合のリスクの比較。それから SRM、特定危険部位については、頭部、脊髄、脊柱を現在の全月齢から 30 か月齢、ヨーロッパや OIE 基準、アメリカ、カナダのように月齢を入れた場合のリスクを比較する評価をお願いする予定です。それから 2 になりますが、輸入措置については、アメリカ、カナダについては現在 20 か月齢で規制しておりますので、その月齢を 30 か月齢にした場合、それから SRM については、頭部、せき髄、せき柱について、現在の全月齢から 30 か月齢超とした場合のリスクを比較する評価をお願いする予定です。フランス、オランダについては、現在、輸入されていませんので、輸入禁止からこれら月齢制限、頭部、せき髄、せき柱の SRM の範囲を 30 か月齢とした場合のリスクを比較する評価をお願いする予定です。

さらに 3 になりますが、30 か月齢というものを終えた後で、国際的な基準、OIE の基準を踏まえて 30 か月齢から、月齢の規制を引き上げた場合のリスクについて評価を依頼する予定になっております。

次からのスライドについては、参考資料になります。それぞれ内容を説明させていただきます。1 つ目は、現在の、日本における牛肉の輸入状況になります。グラフのとおり 2003 年にアメリカとカナダにおいて BSE 発生しており輸入を禁止しておりますので、2004 年、2005 年は牛肉の輸入はありません。輸入が再開されてから輸入量が増えていっているのですが、輸入量の全体は増えておりません、オーストラリアからの輸入量が減ってアメリカ、カナダが増えている。このような輸入状況になっております。

2つ目は、牛肉の需給の動向と表したグラスになります。牛肉の需給率については40%をやや上回る水準で推移しているということになります。

3つ目は、食品の安全規制というのは、1つは国際条約、WTO になりますが、SPS 協定という協定があり、その SPS 協定の中で科学的に原則に基づいて十分な科学的証拠もなしに維持しないことを確保するという条文と、国際的な基準、指針または勧告がある場合、これは OIE 基準がそれになります。自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針または勧告に基づいてとるようにとこの SPS 協定で定められております。

また、国内では、食品安全基本法の第5条に、食品の安全性の確保については科学的知見に基づいて行わなければならないと書かれており、我々としては、評価を受けてから5年以上経過しており、その5年の間に蓄積された新たな科学的知見がありますので、その科学的知見に基づいた、再評価が必要であると考えているところです。

最後に、4つ目の参考資料ですが、本年の3月の、原子力発電所の事故後、日本産の食品については、外国から輸入の規制を受けており、輸入規制については、我々としては科学的知見に基づいてくださいとお願いしております。BSE の対策についても、科学的知見に基づくことが重要であります。現在は、放射性物質の汚染で、中国や EU からは、輸入停止や検査証明書や産地証明書を要求されており、日本産の食品を輸出する場合は日本が食品の安全を担保する必要があります。その食品の安全については、科学的知見に基づくものであり、BSE についても同様に考えるものであります。

以上が、厚生労働省からの説明になります。

○司会（森川）　　続きまして、農林水産省消費・安全局動物衛生課、松尾課長補佐のから、牛海綿状脳症（BSE）をめぐる状況について、説明いたします。

○松尾課長補佐　　農林水産省でございます。本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

先ほど厚生労働省から御説明ありましたように、厚生労働省は同省が行っている BSE 対策全般について、最新の科学的知見に基づいて再評価を行うという判断をされているということでございます。

農林水産省としては、当省が対応している、もしくは関係しているような分野について、厚生労働省に、必要な情報の提供や技術的な協力をするという立場でございますので、本日もそういった立場から、皆様に御説明をさせていただきます。

特に、厚生労働省から依頼のあった内容として、本日は、当省が所掌している分野である牛の飼養・と畜状況でありますとか、BSE の発生状況、その一部は、先ほど厚生労働省よりお話がありましたが、サーベイランスの内容、飼料規制についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、各国の飼養・と畜状況です。これは日本も含めて、今回厚生労働省が食品安全委員会への諮問を検討されている国について示しているものでございます。

まず日本でございますが、飼養頭数が、大体 400 万頭を超えております。それからと畜頭数が毎年 120 万頭位でございます。農家戸数については約 9 万 1,000 戸ということになっています。これを基本に他の国を見ていきたいと思っております。

アメリカについては、飼養頭数、と畜頭数どちらもおおよそ日本の 24 倍の規模でございます。飼養頭数は約 1 億頭、また、と畜頭数は約 3,400 万頭、農家戸数については 94 万戸でございます。

カナダについては飼養頭数、と畜頭数ともにおおよそ日本の約 3 倍の規模でございます。飼養頭数は 1,380 万頭、と畜頭数は 371 万頭、農家戸数については約 9 万 7,000 戸ということでございます。

EU のうち、オランダについては、飼養頭数は日本の 9 割程の 380 万頭であり、やや少ない状況です。一方で、オランダについては、子牛肉の生産が中心ということであり、と畜全体の約 7 割を占めるということでございます。このため、日本よりも早い段階でと畜を実施しておりと畜頭数は、日本の 1.7 倍、約 203 万頭になっております。

それから、フランスについては、飼養頭数は、おおよそ日本の 4.6 倍、1,940 万頭となっておりますが、と畜頭数は日本の 4 倍、約 506 万頭でございます。農家戸数については 22 万戸という状況でございます。

1 枚めくっていただきまして、BSE の発生状況でございます。厚生労働省からも先ほどご説明がございましたが、ここでは、死亡牛等での BSE 検査について、もう少し内容についてご説明したいと思っております。お示ししている資料は厚生労働省が示した資料より 1 月新しい資料でございます。全体の総計数が増えてございます。これは 12 月 9 日付で国際機関である国際獣疫事務局、OIE のデータをもとに作成した資料でございます。

BSE は、これまで約 19 万頭世界で確認されておりました。1992 年、これがピークの年でございますが、3 万 7,000 頭確認されて、それから年々発生頭数が減少している状況でございます。2010 年は 45 頭、2011 年は、現在まだ報告が出てない国もございますが、今のところは 15 頭が報告されております。見ていただきますように、全発生例のうち、約 97% はイギリスのものでございます。EU 全体としては、EU 世界全体の 99.7% でございます。今回、評価が検討されております国オランダについては 88 頭、フランスについては 1018 頭、アメリカについては最初の 2003 年、平成 15 年のときに日本はアメリカの発生に基づいて牛肉輸入を一度停止したのですが、その症例は後にカナダからの輸入牛と判明しましたので、アメリカで生まれ、アメリカで育った牛の発生としては 2 頭になっています。カナダの発生例は、1993 年にイギリスから輸入した牛で起きています。これを除き、今のアメリカでの発生症例を含めると 19 例になります。日本は 36 例、最終確認例は 2009 年の 1 月の事例であり、これ以降、2010 年、そして今年は、報告はございません。先ほど一番遅く生まれた牛についてお話ししましたが、日本で一番遅く生まれた牛の生まれた日については、後ほどお話しさせていただく法的な飼料規制を行った直後の 2002 年 1 月生まれのものが最終例になっています。

1枚めくっていただきます。世界のBSEの発生日齢について示したものでございます。この図は、各国の輸入牛事例を除いたBSE牛の確認年次とその月齢を示しています。アメリカの事例が青い丸で示しており、2つの丸が確認できるかと思えます。それからカナダの事例が四角の赤い形のもので、それから日本の事例が緑色のひし形のものでございます。EUについては発生日数が多いため、EUが示している平均月齢の推移を示しております。まず紫色の線は、健康と畜牛と申しまして、と畜場での検査で確認された牛の平均月齢を示しています。赤い線は、リスク牛、つまり死亡牛でありますとか、歩行不能牛等リスクが高いと思われる牛についての平均確認月齢です。EUのグラフを見ていただくとよくわかるかと思えますが、各国いろいろなさまざまなBSE対策、飼料規制でありますとかSRMの除去であるとかそういうBSE対策が着実に実施されてきた結果、年々BSE牛の確認月齢というのは上昇しています。2009年にEU域内のと畜場で確認された月齢は137か月齢、つまり11歳が平均月齢になっています。日本、カナダ、アメリカでも、2007年以降の確認症例では60か月齢を超えるものしか見つかっておりません。日本については、2003年に2頭、21か月齢のものと23か月齢のものが見つかっています。この2頭を除くと、日本においては48か月齢以上のものしか見つかっていないという状況です。先ほど厚生労働省から説明がありましたように、この2頭については厚生労働省が行った実験で、BSEの伝達性、つまりBSEがほかの動物に感染していくということは、確認することはできませんでした。

それでは、1枚めくっていただきまして、BSEリスク牛のサーベイランスについて説明いたします。厚生労働省より、先ほどと畜場の検査のお話があったと思えます。ここでは、それ以外のリスク牛、日本で行っている死亡牛でありますとか歩行不能牛でありますとかそういったものをどのように検査をしているかをこの表に示してございます。

表を説明する前に、まずBSEリスク牛に対するサーベイランスの取り扱い・サーベイランスの位置付けについて、OIEという機関ではどのように考えているかご説明をさせていただきます。OIEでは、BSEのサーベイランスは各国のBSE対策の有効性を判断するための調査と位置付けています。食肉そのものの安全性というものは、SRMの除去等により確保するというのがOIEの考え方でございます。このためサーベイランスはリスク牛を中心にサンプル調査を行うというのが重要とされています。こうした考え方に基づいて、各国は、お示ししているリスク牛に対し、サーベイランスを行っているというのが現状です。

まず日本でございますが、2003年4月に24か月齢以上の死亡牛の届出を義務付け、同時にBSE死亡牛におけるBSE検査を開始しております。1年ほど移行期間がございまして、2004年4月から全国的に完全施行という形で実施してございまして、例年おおよそ10万頭弱、9万数千頭という形で行っております。昨年は多少数が多く、約10万少々超えました。平成23年9月までに78万頭、こうした死亡牛に対するBSE検査を行っております。この中で14例を確認しているという状況です。

アメリカについては、歩行困難牛、死亡牛、それから獣医師が疾病の状態から診て、食用にはできないと判断した牛、そういった牛の一部、30 か月齢以上のものについて検査を行うという体制を取っております。毎年4万頭を行うという計画を立てておまして、2010年は約4万4,000頭実施しております。

それからカナダでございます。カナダについては、リスク牛についての考え方は米国と同様であり、歩行困難牛や死亡牛、また獣医師が疾病の状況から診て、食用にはできないという判断をされた牛の一部を検査しております。毎年3万頭の計画を立てておまして、2010年には約3万6,000頭の検査を行っております。

オランダやフランスを含むEUでございます。まずEUは、EUとして共通の規定を定めております。この中で、まずリスク牛というのはどういうものかというのを定めておまして、死亡牛や歩行困難牛、骨折等により、緊急にと畜することとなった牛の中で、EUは27カ国のうち、2007年に加盟した2カ国を除いて25カ国については、48か月齢を超えるものについては、こういうリスク牛のBSE検査を行うこととしています。オランダもその規定に従って48か月齢以上のリスク牛について検査する体制です。一方、フランスについては、EUの規定上では48か月齢以上となっておりますが、さらに自主的に、厳しい措置を採用しており、24か月齢以上のリスク牛について検査を行うという体制です。オランダについては2009年の統計で5万頭、フランスについては約30万頭、リスク牛に対するBSE検査を行っております。

検査方法でございますが、いずれの国も、OIE、国際獣疫事務局が推奨する手法を用いております。基本的にはスクリーニング検査、つまり最初の検査としてELISAを用いております。確定診断はウエスタンブロットィング法、また、免疫組織化学染色法を行うという、基本的に同じ手法を採用しています。

最後に、1枚めくっていただきまして、飼料規制でございます。牛由来の肉骨粉がBSEの感染原因となるということが知られておりますので、世界的に肉骨粉の牛への給与が禁止されています。

ご覧いただいている表ですが、家畜からつくられる肉骨粉が飼料として利用できるか否かということについて、畜種別に示しています。

まず、日本ですが、先ほどもお話いたしました、2001年に最初のBSEが確認されました。直ちに、牛由来を含め、豚由来、それから鶏由来の肉骨粉すべてについて牛を含む、反すう動物に給与することを禁止しました。2005年には飼料工場、つまり、種々の原料を用いて最終的な飼料をつくる工場でございますが、牛用の飼料とそれ以外の豚用とか鳥用の飼料は製造ラインを完全に分けるか、そもそも工場自体を分離した上で、牛用の飼料製造を行うように法的義務付けを行いました。こうしたことから、当初、全面的に使用禁止しておりましたが、豚の肉骨粉は、豚用としては使えるように少し緩和はしておりますが、牛用飼料については、これまでどおり全ての肉骨粉、つまり牛由来であろうと、豚由来であろうと、鳥由来であろうと、牛に与えてはならないという措置を続けております。

アメリカ、カナダでございます。アメリカ、カナダについてもどちらも 1997 年から牛由来の肉骨粉を牛に給与することは禁止しております。豚や鳥由来の肉骨粉は牛を含む動物の飼料に利用することは認められております。カナダについては、2007 年に飼料規制を強化しました。先ほど厚生労働省がカナダの SRM の一覧というのを表にしてお示ししておりますが、カナダで定義している SRM の部分については牛用のみならず、豚用、鳥用も含めて全ての動物用飼料として利用することを禁止しました。またアメリカについては、2009 年に飼料規制を強化しており、牛の肉骨粉の中で特に BSE のリスクが高いと考えられる、30 か月齢以上の牛の脳や脊髄といった部分はすべての動物用飼料として利用することを禁止しています。

EU については、牛や豚などの食用家畜と呼ばれる動物については、こうしたものの肉骨粉を動物用飼料として利用することを禁止しています。

以上でございます。ありがとうございました。

○司会（森川） そうしましたら、ここで約 10 分間の休憩とさせていただきます。大体 14 時 40 分に再開したいと思いますので、それまでにお席のほうにお戻りください。

（休憩）

○司会（森川） それでは、時間になりましたので、意見交換を始めたいと思います。

初めに、お願いが何点かありますが、御発言のある方は係の者がマイクをお持ちしますので、挙手をしてしばらくお待ちください。

それから、発言の前には差し支えなければ御所属とお名前のほうをお願いいたします。

それから、なるべく多くの方に御発言いただきたいですので、おひとりおひとりの御発言はなるべく簡単をお願いいたします。

それでは、初めにパネリストを御紹介します。もう先ほどから説明をしておりますが、向かって左が厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課、今西 BSE 対策専門官でございます。

○今西専門官 よろしく申し上げます。

○司会（森川） それから、右に座っていらっしゃるのが、農林水産省消費・安全局動物衛生課、松尾課長補佐でございます。

○松尾課長補佐 よろしく申し上げます。

○司会（森川） それでは、御発言のある方は挙手をお願いいたします。

○質問者 済みません。食品関係者の魚谷と申します。

すごく簡単なことで恐縮なのですが、先ほど、厚労省の方に質問したいと思います。アメリカやカナダのほうから輸入条件の再考の依頼を受けたという話があったのですが、これを月齢とか SRM に対して具体的な何か条件とかっていうのがあったのでしょうか。

○今西専門官 アメリカ、カナダからは、先ほど説明した OIE 基準に準拠した形での

輸出をさせてほしいという形で要請を受けております。

○質問者 あともう1個、済みません。前回、再輸入されたときに、大体、諮問されてから6か月か7か月かかっていますけども、今回に関して諮問のほうをされる段階になった時点でどれぐらいがピークの、輸入のスケジュールはどのぐらいかかるかなというふうに考えられますか。

○今西専門官 食品安全委員会での審議時間がどれぐらいかかるという質問になると思いますが、食品安全委員会は、諮問してから例えば半年とか1年のような期限を切って、審議をしておらず、科学的知見に基づいて、独立して評価をしておりますので、我々がスケジュールを把握することはできません。

○司会（森川） ほかにございませんでしょうか。

○質問者 兵庫県の友久でございます。

兵庫県も、ほかの自治体と同様に20か月未満の牛についてもBSEの検査をやっているわけなのですが、この関係で2件ほどお聞きしたいと思います。

再評価、1の1のほうの資料の9ページでございますが、OIEのステータス。まず1つ目はですね、それについて書いてなかったのですが、注1で、「無視できるリスクの国」の要件は、最も遅く生まれたBSE発生牛の生後11年が経過していることということで、最後の発生牛なのですが、平成14年の1月13日生まれだと思います。そうしますと、平成25年、2013年の1月14日で11年が経過することになりますので、これはちょっと兵庫県の扱いだけなのですが、生年の話ですが、2013年の1月に「無視できるリスクの国」であるというふうなつもりでおったのです。これだと2月というふうことになっています。これは月単位とかそんなルールがあるのでしょうか。それとも日で考えたら1月14日に「無視できるリスクの国」になるということかと思えます。ちょっとそこら辺の整理の仕方を教えていただきたい。

2点目はですね、2013年の2月か1月かちょっとわかりませんが、ここで「無視できるリスクの国」になった場合、言い方をかえれば清浄な国になるということだと思いますが、例えば9ページの「無視できるリスクの国」、オーストラリア、ニュージーランド、デンマーク等、ここではBSEの検査でありますとか、それからSRMの除去、こういったもの、それをされてないと思うのですね。ですから、このまま日本で発生がない場合に、平成25年の2月にもうBSEの検査をしなくてもよくなる可能性があるのか、またSRMの除去をする必要がなくなる可能性があるのか、その点について。

○松尾課長補佐 まず1点目についてご説明します。OIEの無視できるBSEリスクの条件の中では、一番遅く生まれたBSE牛が生まれてから11年が経過していることというものがございまして。日本で生まれたのは一番最後は平成14年の1月13日、確かにそのとおりなのですが、OIEの基本的な規定の中では、月ごとにやるとか日ごとに計算するのかわりに、明確な記載はありません。ですから、ここで書いているのは少なくとも翌月である2月にはこの条件は満たしますよということで整理しているということでございます。

誤解があつてはいけませんので、念のためご説明をしておきます。OIE の BSE ステータスというのは申請ベースで認定されます。申請ベースですので、条件を満たせば自動的に OIE が認定してくれるものではありません。申請国が政府として資料を一式まとめ、現状を OIE に対して説明する。この内容を OIE の専門家により、一定の評価案をつくった上で、毎年 5 月に行われます OIE 総会で各国の評議にかけられます。

ですから、毎年 5 月に、評価申請国に対し、認定が行われるということでございます。

このため、ご質問のありました 1 月 14 日とするのか 2 月にするのかは別にして、一番早くて平成 25 年の 5 月の総会での認定ということになります。

○今西専門官 御質問にありました、「無視できるリスクの国」に関してです。BSE 検査と SRM については、現在、再評価という形で食品安全委員会に諮問することを予定しているところで、検査月齢や SRM の除去については、と畜場法と牛海綿状脳症対策特別措置法と、脊柱については食品衛生法で BSE 対策を実施しており、それらの法を改正するときは、必ず食品安全委員会の意見を聞かなければいけない項目になっております。

ですので、日本の国際基準のステータスが「無視できるリスクの国」になったとしても、国内の BSE 対策の改正は、所定の手続が必要になり、今回、再評価についての諮問をしたときの答申の内容が現時点では判断できませんので、「無視できるリスクの国」になった時に、どのような取り扱いになるかについては、現時点では回答することは難しいと思います。

○司会（森川） よろしいでしょうか。ほかにございますか。

○質問者 済みません、大阪の消費者団体から来ました大森と申します。

飼料規制と SRM の関係のことで質問をしたいので教えていただきたいのですが、1 つはですね、SRM の除去したものを、日本の場合はすべて焼却処分するというふうに法令で決まっているのだと思うのですがけれども、アメリカ、カナダ、EU のところで除去した SRM をどう処分するかということを法令等で定めるってというようなことがあるのかどうかということが 1 つです。

それと、アメリカの場合なのですが、きょうの資料を見させていただくと、2009 年からのアメリカの飼料への利用の禁止の問題なのですが、この資料を見ると、30 か月齢以上の牛の脳、脊髓っていうふうには書いてあるのですが、あとそのほかの扁桃、脊柱、腸っていうのはどういう扱いになるのかというのを教えていただきたいというのが 2 つと。ほんとに牛ごとの月齢判断ですね、30 か月齢以上っていう月齢判断をするときは何に基づいて今は判断されているのかっていうのがもう 1 点と。それとアメリカの 2009 年の利用禁止っていうのは、これは製造を禁止とされたのか、給仕することが禁止をされたのかどちらなのかっていうのがわかれば教えていただきたいです。以上です。

○松尾課長補佐 まず、アメリカでの SRM のその後の処理、ほかの国の SRM のその後の処理についてでございます。アメリカやカナダにおいては、その規定の中では SRM は分別処

理することになっております。そのやり方は、焼却も当然ありますし、埋却等いくつか認められているものがあると聞いています。

それから、2009年の飼料規制強化において強化対象となった30か月齢以上の脳、脊髄以外のもの、SRMの部位についてですが、扁桃、それから回腸、延髄というものはこの中の規定に入っていません。アメリカが新たに上乗せで禁止、飼料として、飼料原料として与えることを禁止したのは、30か月齢以上の脳や脊髄であるとか、BSE牛と確認された牛でありますとか、そういったものでございます。

それから、30か月齢以上の月齢判断をどういうふうに行っているのかという質問でございますが、アメリカについては、大きく2つございます。1つは、歯列で判定する方法です。これは世界的にアメリカだけではなく、他の国でも行われている方法です。前歯の生えてきている数で判断するというやり方です。もう1つは、農場で生産記録を作っており、この生産記録による証明の方法がでございます。EUについては、月齢確認は個体識別制度が日本と同様でございますので、月齢確認は可能でございます。カナダについては、完全に全域で義務化されていませんが、生年月日を個体識別制度の中で判断ができるものがございます。それから、今申し上げました世界的に行われている歯列による手法もでございます。

最後の質問は、2009年のアメリカの飼料規制の上乗せ規定において、規制しているのは何かということであったかと思えます。これは、飼料原料として30か月齢以上の牛の脳、それから脊髄、それからBSE陽性牛をすべての牛用飼料の原料として利用することを禁止しているということでございます。

○司会（森川） よろしいでしょうか。

では、次の方、どなたかいらっしゃいませんか。

○質問者 済みません、食品関係会社の間人ですけど、食品安全委員会の諮問の内容についてちょっと御質問というか、教えていただきたいことがあるのですが、先ほど差しかえになった14ページですね、SRMの範囲のところなのですが、現行の全月齢から30か月齢超に変更した場合のリスクを比較ということであるのですが、食品安全委員会が答申として、仮にリスクの変更なしとなった場合、全月齢から30か月齢超に変更した場合のリスクの差はないという答申があった場合、これは30か月齢以下のもののSRMは安全であると、そういうふうにも考えてもよろしいのでしょうか。考えられるということなのでしょうか。

○今西専門官 質問の趣旨は、食品安全委員会の答申においてリスクを比較した場合、リスクがないという場合ですか。

○質問者 リスクの差がないですね、と仮に答申があった場合です。その場合は。

○今西専門官 答申内容に至った経緯や審議内容について含めて食品安全委員会がどのような評価で答申しているかを踏まえての対応になると思えます。現時点では、どのような答申になるかわかりませんので回答が難しいところです。

○質問者 もちろんそうですね。

○今西専門官 食品安全委員会の意見を全体的にみての判断になると思います。

○質問者 わかりました。

○司会（森川） ほかの方、いらっしゃいますでしょうか。

○質問者 豊橋市の松田と申します。

1点、スケジュール的なものを教えていただきたいと思うのですが、食品安全委員会の諮問、具体的にいつごろから行われるっていうのは。

○今西専門官 現時点では、先ほどのスライドでも予定となっており、何月何日と決まっておりはしません。

お示しているとおりに、諮問の内容が日本での対策だけではなく、外国からの輸入の内容も含まれており調整することがありますので、そのような調整も踏まえて諮問しなければいけないため、スケジュールは決まっています。

○質問者 ありがとうございます。

○司会（森川） ほかの方はいらっしゃいますでしょうか。

○質問者 大阪の新重貿易の尹と申します。

BSE 対策ということですので、もちろん牛がメインであるのはもちろんなのですが、BSE の国内対策として綿羊、ヤギ、その取り扱いについてということも対策の1つに入っていると思うのですが、そちらについては、今回の諮問の中にはございませんでしょうか。

○今西専門官 今回は、示させてもらっているとおりに、家畜の種類は牛ということになっております。

○質問者 そのようなのですが、国内対策の一環として、ヤギ、羊等の小反芻獣の取り扱いをどうするかというふうな、一環となっていると思うのですが、今後ですね、そういうことも当然、考えて、いつまでも続けていくわけにはいかないと思いますので、そういうことも今後視野に入っていると思うのです。

ただ、その場合ですね、非常にマイナーな分野でもありますので、そういう単独でまた食品安全委員会に諮問されるということも、なかなかそれも難しいかなというふうにも思いますので、できましたら節目の10年ということで、国内対策すべてを含めた中で考えていただければと考えております。

○司会（森川） ほかにはございませんでしょうか。

○質問者 1つ、お聞きしたいのですが、今回の再評価の位置づけ、なぜこの時点で再評価したか、教えていただけますでしょうか。

○今西専門官 厚生労働省において再評価をすることを決めた理由としては、我が国でBSEが発生し、BSE対策をとってから10年が経過したこと。10年が経過してBSEの世界の状況、我が国の状況を見た場合、BSE対策全般を通しての科学的知見の蓄積、世界的な飼料規制の有効性、発生状況のデータ、さらに日本のBSE検査のデータの蓄積等がありますので、そういった科学的知見を食品安全委員会に提出して、再評価を依

頼することを考えています。

○質問者 やはり原発の影響というのが結構あったという理解してよろしいですか。海外からのいろんな、日本の食品が、今、今日さっき説明ありましたけども、証明書とかそういうことが背景になったと理解してよろしいですか。

○今西専門官 我々としては、BSEの科学的知見での再評価であり、原発とは切り離して考えております。

○司会（森川） ほかに御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら、行政側から何かコメントとかありますでしょうか。特にコメントもないですか。そうしましたら、特に御質問等がほかになれば、これで終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○質問者 鹿児島市の和田と申します。今、21か月未満で全国でBSEのスクリーニング検査はしているわけですが、今後の日程として、前回も21か月未満はここまでは出ないとありましたけども、今回の場合は仮に答申がされて前回の掲示と同じような感じだったら結構早い段階で施行されていますけれども、経過措置とかそのようなことがあるのかとか、あと地方自治体の場合は予算編成のこともありますので、その辺早くわかればありがたいというのがありますので、もしわかれば、少しでもわかればちょっと教えていただきたいのですけど。

○今西専門官 BSE検査の月齢については食品安全委員会の評価結果がわからない状況ですので、予算関係についても、現時点で決まっておられません。食品安全委員会の答申が出たときにどのように対応するかを検討することになると思います。

○質問者 岐阜市の食肉衛生検査所の松井と申します。

今現在、BSEの検査対象は21か月以上というふうになっているわけですね。ですが、全国的に全頭検査がなされている現状なのですけれど、諮問のほうが出されて答申で決定された場合ですね、厚生労働省さんのほうとしては今度その対象を31か月以上というふうにされる御予定だとは思っているのですけれど、そうなのかどうかということと、そういった場合でも全国的に全頭検査がなされる可能性ですね、そういうものが今読めない状況なのですが、それはやっぱり各自治体にお任せという形、今と同じような感じを考えているのか、もう少し厚生労働省さんのほうで何か検査に対しての規制なり何かを考えているのか、その辺を教えてください。

○今西専門官 現時点では、食品安全委員会の評価結果がわかりませんので、検査月齢が何月齢になるかはわかりません。我々としては、BSE検査の月齢やSRMを改正することになったときは、その内容について説明をする必要があり、例えばリスクコミュニケーションの場等の説明の機会を使って説明することになります。

厚生労働省からの情報発信には限りがありますので、自治体における住民の方々への説明についても非常に重要になりますので、よろしくお願いいたします。

○司会（森川） よろしいでしょうか。

○質問者 済みません、滋賀県の井上です。

再評価の関係で、国内の検査対象の月齢についてなんですけれども、とりあえず30か月というところで諮問をされるという案をお持ちということなんですけれども、その30というものに対して何か根拠というのはあるのかという点が1点と。あと再評価の中で、また規制閾値を上げた場合のリスクというのも評価にかけていくということなんですけれども、そこにつきまして具体的に何か考えてられているような月齢っていうのがあるのか。また月齢についても同じように30か月齢のものと同じような評価をされるのかという点を教えてください。

○今西専門官 スライドの14ページ目に示しているとおりの諮問の内容の中で、30か月齢としておりますが、これは現行の、BSE検査が20か月齢、SRMについては全月齢で対策をやっているところを1つの区切りで30か月齢を示しております。その30か月齢については、OIE基準や諸外国のBSE対策を参考しております。

30か月齢を終えたあと、3番目でさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価については、食品安全委員会の判断ということになりますので、我々として、一つの月齢を決めているものではありません。外国からの輸入についても月齢条件がありますので、協議をする必要があると思っております。

○質問者 国内の検査対象の月齢と輸入の月齢はリンクするということですか。

○今西専門官 その点は、食品安全委員会の判断を待たないといけないところだと思います。

○質問者 ありがとうございます。

○司会（森川） ほかにないでしょうか。思いついたりしたことはありませんか。

それでは、意見交換を終わらせていただきたいと思います。

本日は、長い間、説明会に御参加くださりましてありがとうございました。

以上をもちまして、BSE対策の再評価に関する説明会を閉会させていただきます。

なお、出口のほうでアンケート用紙を回収しておりますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

本日は、どうもありがとうございました。